

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021171、SK2021175

③施設の情報

名称：桃山学園	種別：児童養護施設		
代表者氏名：岩本 俊也	定員（利用人数）：		30名
所在地：京都市伏見区桃山町遠山50			
TEL：075-611-3136		ホームページ： https://ksj.or.jp/	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和29年4月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人京都府社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：	17名	非常勤職員 9名
有資格 職員数	社会福祉士	6名	介護福祉士 2名
	保育士	3名	精神保健福祉士 2名
	准看護師	1名	管理栄養士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) 2人部屋	12室	(設備等) 食堂、相談室、遊戯室
	1人部屋	6室	浴室、親子入所帰園室、学習室 等

④理念・基本方針

理念

1. 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
2. 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
3. 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
4. 主体性のある法人・施設をめざすこと

基本方針（法人）

1. 利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
2. 地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団
3. 人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

基本方針（施設）

社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境のもと健やかに養育し、豊かな人間性や社会性を身につけ、地域社会で自立できることを目指して支援する。

併せて、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ関係機関や地域と更なる連携を図りながら、施設機能の強化を目指す。

職員の専門的知識・技能の習得、職員間のコミュニケーションの活性化を図るスキルの向上に努め、人権擁護・虐待防止を目指した取組みを継続して実施。

安心安全な施設生活を目指し、安全委員会方式《外部機関（学校／児童相談所など）と施設職員で組織した委員会》で、言葉の暴力も無く安心安全な暮らしを確保する手法》による対応を行う。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と一層の連携を図り、行事や防災対策チーム等への参加、協力体制の構築に努め、地域に開かれた施設となり、地域と共に児童の健全な成長を支援する。

⑤施設の特徴的な取組

- 課題の多い子ども達や家族を含めた支援について、心理担当職員や家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチにより個別対応を行っている
- 「安心・安全な施設生活」のために、安全委員会を立上げ、子ども達、職員が丸となって暴力の無い施設生活を目指す
- 若年層職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修、外部研修への参加等、人材育成とスキルアップに取り組む
- 人権擁護・虐待防止を目指し、各種の取組みを実施
- 施設内の支援だけでなく、社会資源を利用し、社会自立後のアフターケア支援の強化
- 京都中小企業家同友会との協働による就労体験の取組みを進める
- 同一敷地内に障害児入所施設があるという全国唯一の強みを活かした取組みを進める

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦） 令和5年1月30日	令和4年6月23日（契約日）～ 令和5年年3月30日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成30年度

⑦総評

児童養護施設桃山学園さんは虐待や幼少期における養育者との愛着形成に課題がある児童に対して、外部アドバイザーの参画も得、小規模なグループによる養育や心理的ケア等を提供することにより、できる限り良好な家庭的環境のもと、児童個々の状況に応じたきめ細やかな個別支援をおこなうことで、豊かな人間性や社会

性を身につけ、地域社会で自立できることを目指して運営をされています。

◇特に評価の高い点

職員の質の向上に向けた体制が確立されている

中期計画及び単年度計画にも人材・財政等組織基盤強化の項目で、人材の育成について記載され、法人内に設置している「研修委員会」を中心に、オンライン研修や動画配信等のWEB上の仕組みの活用、外部講師、外部アドバイザーの活用、グループでの実践型研修など、効果的な研修体系の構築を目指されています。施設としてもキャリアパスに沿った法人内外の研修に参加を促し、研修内容は「復命研修」を行うなどして職員内で共有されています。

地域との交流、地域貢献

理念や施設の基本方針を実現するために中期計画や単年度計画にも地域との交流、地域貢献を図ることが記載されています。具体的には園長は学区の体育振興会、少年補導員会にも参画され、また地域の機関誌「桃山東だより」の編集委員を担うなど、地域との交流を進められています。

施設では日常的に入所児童の友人が来所して園庭で遊ぶ姿が見られます。また年に一度の学園の行事「こどもまつり」には、地域の児童の参加も受け入れておられます。

養育・支援の質の確保

地域のボランティア、学校長、関係機関の職員などが参画した安全委員会方式を導入し、暴力ではなく、言葉で伝えるように子どもたちにも促すとともに、職員が介在する暴力なども発見できるように努めておられます。また安全委員会全国大会にも都度参加され職員の質の向上を目指されています。

◇改善を求められる点

養育・支援の内容や措置変更・地域・家庭への移行にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている

措置変更の際には本人や保護者の同意を得る事に努められ、関係機関と連携して著しい変更や不利益が生じないように努められています。他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書は定められておらず、子どもや保護者のための窓口や担当者を記載した書面が準備されていませんでした。

定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている

組織的に半期に1度の評価・見直しを行い、子どもの意向の把握も行われ、結果は関係職員にも周知されていますが、周知の方法等が明示されていませんでした。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

御評価いただきました、職員の質の向上への取組み、地域との交流や地域貢献の活動、安全委員会方式による養育・支援の質の確保を更に充実させるとともに、今年度は、厳しい環境で育った子ども達への家庭生活の疑似体験や入所児童の退所前後の自立に向けた支援強化などの新たな取組みも進めることとしています。

また、御指摘いただいた児童の地域移行時の引継ぎ手順書の整備や自立支援計画の関係者への周知方法の見直しをはじめ、評価時に御指導いただいた各事項についても積極的に取り入れて、子どもたちがより豊かに、安心安全な生活が送れるよう取り組んでいきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念はホームページやパンフレットなどに掲載されていることを確認した。毎朝の朝礼での唱和などで職員への周知をはかっていることを聞き取った。また、施設内複数箇所にも掲示されていることを確認した。「桃山学園たより」にも年度はじめには方針などを紹介、施設内外に配布している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 月次の経営分析資料が作成されていることを確認した。また、月に 1 度開催される定例の会議において、中期計画・各年度計画に照らして報告されていることを、「課内会議」の議事録により、確認した。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 月次の経営報告は、法人管理会議（月 1 回）で報告を行っていることを聞き取った。また、各課会議でも報告・検討されていることを「課内会議」議事録で確認した。その際に、施設利用状況と児童相談所からの依頼状況を示すそれぞれの数値にギャップがないか		

どうかを指標の一つとして、必要な取組を検討していることを聞き取った。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中期運営計画が策定され、ホームページで公開されていることを確認した。計画には数値化された目標や収支計画も記載されており、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中期運営計画に基づき、各年度の事業計画が作成され、ホームページで公開されていることを確認した。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>次年度計画については、中期計画・年度計画・事業報告などから積み残しがないかを課内会議で話し合い、職員からも評価・提案などが行われていることを課内会議の議事録において確認した。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の子どもたちへの周知は、月に1回行われる「子どもとの話し合い」において、イベントごとに実施時期が近づいてくる頃に、前もって伝えるようにしていることを「子どもとの話し合い」記録において確認した。その際、低年齢の子どもにはふりがなをふり、簡単な言葉に置き換えてわかりやすく伝えていることを聞き取った。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	a

<p><コメント></p> <p>虐待防止の観点から職員のセルフチェックの結果などを「事故防止・虐待防止委員会」で報告していることを、「事故防止・虐待防止委員会」議事録で確認した。また、第三者評価の基準に基づく自己評価を行い、前年度結果とも比較するなどした報告資料「令和3年度の自己評価結果について」を作成し、法人本部に報告していることを聞き取った。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>評価結果をもとに職員からの改善案等が課内会議等に出され、それらをもとに翌年度計画づくりに取り組んでいることを、課内会議議事録で確認した。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任は、広報紙「桃山学園だより」に明記されている。「法人キャリアパス要件および階層別育成計画」で施設長はじめ管理者の役割を明文化してあるとともに、災害時などの緊急時の役割分担、不在時の権限移譲等についても「地震発生対応マニュアル」「インフルエンザ発生時における業務継続計画」などに個別に記載されていることを確認した。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>遵守すべき関係法令について、グループウェア「ガルーン」上に集約されており、施設長はじめ職員がいつでも確認できるようになっている。施設長は、「社会的養護にともなう児童福祉施設長研修会」に参加して、福祉政策や関連法令の改正などに関する情報を把握していることを同研修会資料で確認した。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>児童への適切な声かけなど一部課題が感じられたことから、施設長自らの企画・運営で、職員全員参加の「人権擁護研修（全4回）」を実施していることを研修資料と聞き取りによって確認した。</p>		

13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の管理会議において利用料収入の分析と予算管理を行い、施設の運営状況や課題について把握、改善に取り組んでいることを「管理会議議事録」にて確認した。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>「法人共通キャリアパス要件および階層別育成計画」において、階層に応じた研修が計画されている。また、「KSJ研修の手引き」が定められ、職員の育成・研修などが計画的に行われる体制であることを確認した。また人員体制の充実にむけて、令和5年度より自立支援担当職員を新たに配置予定であることを聞き取った。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「社会福祉事業団職員倫理綱領」および「就業規則」に、職員の行動基準・人事基準が記載されていることを確認した。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>全職員に対して毎年、外部委託による「メンタルヘルスチェック」を行い、その結果をもとに個別面談が行われるなど、高ストレス者へのケアができる体制をとっていることを聞き取った。またグループウェア「ガルーン」にメンタルヘルスやハラスメントに関する相談窓口が設定されており、職員が必要な時にアクセスできるようになっていることを聞き取った。</p> <p>日々においては、職員が出勤時には必ず事務所を通る動線が設定されており様子の変化などの把握に努めていることを聞き取った。</p> <p>「子育て応援ハンドブック」が定められており、育児休業は男性職員も取得が可能であることや、婚姻関係の有無に関わらず、実態に応じて取得が認められるなどの記述があることを確認した。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p>		

職員に対しては、年に2回の個別面談を実施しており、内1回は事業運営に関する面談、もう1回は人事考課に関する面談としている。「人事考課制度のしおり」に基づいて各職員の「人事考課シート」が記載されていることを確認した。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>「京都府社会福祉事業団研修手引きおよびキャリアパス」、「KSJ研修の手引き」などにより階層に必要な研修などが案内されている。外部研修の案内も職員に行っていることを聞き取るとともに、復命書によって研修参加の実態を確認した。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>2か月に1回、法人内別事業所の発達障がい児支援センター「はばたき」からスーパーバイザーを派遣いただき、子どもたちへの接し方などについて相談機会を設け、アドバイスを受けるなどしていることを聞き取った。</p> <p>先輩が後輩職員を指導する「エルダー制度」によってOJTの体制を整えており、エルダーとなる職員に対しても、エルダーとしての心構えなどを学ぶ機会が設定されていることを聞き取った。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生等の受け入れについては、「実習生受け入れマニュアル」が整備され、受け入れ手順が記載されていることを確認した。実習はベースとなるプログラムをもとに個別に組み立てられ、指導者に対しても「児童福祉実習教育連絡協議会」が開催する研修に派遣していることを聞き取った。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人ホームページで事業計画・報告、予算・決算について公表されており、第三者評価結果、苦情対応の状況についてもホームページで公開されていることを確認した。広報紙「桃山学園だより」は、地域や関係機関にも配布されており、透明性の確保に努めていることを聞き取った。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

<p><コメント></p> <p>会計は、法人で一括管理されている。「経理規定」をはじめとして各種規定はグループウェア「ガルーン」で共有され、職員が閲覧できるようになっている。また、令和5年度から会計監査人を設置する準備を進めており、令和4年度はその準備期間として会計監査人には財務管理、経営管理だけでなく組織運営、事業などについても指導、助言をもらっている事を聞き取った。</p>

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>中期運営計画および単年度の事業計画に、地域との連携についての考え方を記載していることを確認した。また園長は学区の体育振興会、少年補導員会にも参画している。また地域の機関誌「桃山東だより」の編集委員を担い、地域との交流を進めている。</p> <p>日常的に入所児童の友人が来所して園庭で遊ぶことがあり、年に一度の学園の行事「こどもまつり」には、地域の児童の参加も受け入れている。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れについては、「桃山学園児童養護課ボランティア受入実施要項」に受け入れの考え方などの記載があることを確認した。受け入れに際しては、施設の見学や児童の特性等の説明を行い、活動後は活動記録を作成してフィードバックも行っていることを聞き取った。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>近隣の警察署・消防署の連絡先は、電話の短縮ダイヤルに登録してあることを聞き取った。また近隣の教育機関や児童相談所の電話番号は一覧を作成し、宿直室で管理されていることを聞き取った。児童相談所との相談記録や「自立生活にかかる四者会議」などの記録により、関連機関との連携が行われていることを確認した。また、退所者の支援として「京都府家庭支援総合センター寄り添いグループ」の協力を得るほか、中小企業家同友会のメンバーと退所児童で作るLINEグループなどもアフターケアとして実施している。</p>		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域団体の役員や地域情報誌の編集を担うなかで地域のニーズ把握に努めていることを聞き取った。子育て支援短期利用事業を実施しており、施設に空室がある場合は、ショートステイの受け入れをしている。地域住民からの児童の入所相談があり、話を聞いたうえで適切な行政の機関を案内するなど、地域からの相談にも対応していることを聞き取った。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時の福祉避難所の指定は受けていないものの、災害時に地域住民が避難してくることも想定して、水や簡易食を施設児童分に加えて備蓄していることを聞き取った。</p> <p>司法修習生や民生児童委員などの施設見学を受け入れるほか、職員が大学に出向いて講義を行うなどにより、次世代育成にも努めていることを聞き取った。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の権利擁護や子ども尊重の原則が、「倫理綱領」や「日常生活サービス支援マニュアル」に記載されていることを確認した。「事故防止・虐待防止委員会」の議事録において、ヒヤリハットの共有と対応の検討を行っていることを確認した。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設面の制約はあるものの、可能な場合は年齢に応じて2人部屋を一人で使えるようにしている。低年齢の子どもでもそれぞれの経験に配慮をして、入浴は一人ずつにするなどのプライバシー保護の取り組みが行われていることを聞き取った。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に	a

	必要な情報を積極的に提供している。	
<p><コメント></p> <p>施設パンフレット、法人パンフレットに基本理念、養育・支援内容が記載されていることを確認した。入所予定児童には「生活のしおり」を配布しており、年少者にはイラスト入り、フリガナなどのあるしおりを用意してあることを実際のしおりで確認した。また、年少者には、一緒に読むなどして子どもたちにも理解しやすいように工夫していることを聞き取った。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>「生活のしおり」を確認して、子どもたちにはサインをもらっている。低年齢の子どもも本人が意思表示しやすい問いかけなどを工夫し、子どもの意思を保護者に伝えて同意を取るようにしていることを聞き取った。また、意思決定が困難な子どもや保護者については、児童相談所に相談するなどして、施設の独断にならないようにしていることを聞き取った。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所時や措置変更の際の支援については、日常生活サービス支援マニュアルに記載がある。引継ぎについては口頭が主で、相手方から求められれば文書にまとめている。職員が本人に同行して、里親や移行先の職員に生活の場面ごとに具体的に口頭で伝えた方が、伝わりよいケースがあるからという理由である。</p> <p>退所する子どもたちは、携帯に施設の連絡先が入っていることを確認した上で、連絡先記載の紙資料は渡していない。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちには毎年満足度調査をしており、その結果は職員会議で共有される。月に一度の「子どもとの話し合い」が開催されていることを記録により確認した。子どもたちからの希望のうち、すぐに対応できるものは対応するが、難しいものはなぜ難しいかを説明している。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>法人として苦情解決の体制が構築されており、施設内でも説明ポスターが掲示されていることを確認した。子どもたちからの意見や要望は、月に1回開催される「子どもとの話し合い」で出されることが多く、口頭やポスターなどで回答していることを聞き取った。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備	a

	し、子ども等に周知している。	
<p><コメント></p> <p>月に1度の「子どもとの話し合い」や満足度調査の実施のほか、職員の変則勤務で子どもたちがいずれの職員にも相談しやすい体制をつくり、支援・補助のための大学生の配置や、中小企業家同友会の大人たちとの面談など、子どもたちが相談できる相手や機会を複数設けていることを聞き取った。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちとのやり取りは、ケース記録システム「福祉見聞録」で担当職員以外も共有し、対応できるようにしている。この記録は法人本部も共有しており、内容に応じて対応を工夫していることを聞き取った。</p> <p>苦情対応の状況が法人ホームページで公開されていることを確認した。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントに関することは、すべて「事故防止・虐待防止委員会」で対応している。事故防止マニュアル、虐待防止マニュアルも整備がされているが、リスクマネジメントの責任者の位置づけが曖昧であった。</p> <p>規程・要領・マニュアルなど、見直し・修正がされているものが複数あることは確認したが、それぞれが、いつ見直したかの日付の明記はされていなかった。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画」、「新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」として、感染症対策の管理体制、業務継続計画が策定されている。またこれらに基づく研修が行われていることを、研修記録によって確認した。</p> <p>感染症発生時には、同敷地内にある障害児入所施設内に設けられた陰圧室などを利用し、感染した子どものケアを行っていることを聞き取り、施設見学でも確認した。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「地震発生時対応マニュアル」(令和4年6月)に、事業継続計画や災害時対応について記載があることを確認した。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結
--	--------

		果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法については、「日常生活サービス支援マニュアル」に子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関する姿勢が明示されていることを確認した。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について、「日常生活サービス支援マニュアル」を年1回見直していることを聞き取り、夕食・配食の取組という具体的な事例をあげ、課内会議で検討・見直しが行われていることを「課内会議議事録」にて確認した。</p>		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童担当、心理担当、家庭支援専門相談員を中心にアセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を策定していることを聞き取り、「児童自立支援計画表」を確認した。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>ケース会議・支援ミーティングを開き、「児童自立支援計画票」は半期に1度定期的な評価・見直しが行われていることを「課内会議議事録」で確認した。また「日常生活サービス支援マニュアル」に手順等が定められていることを確認したが、関係者に周知する手順が確認できなかったため、自己評価はAであったがBとした。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>養育・支援の実施状況の記録は、記録ソフト「福祉見聞録」を活用し、職員間での共有が行われていることを「ケース記録」で確認した。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>記録の管理体制は、「個人情報保護規程」の「文書規程」に定められ、職員に対して動画を用いて研修を行なっていることを聞き取った。また、子どもや保護者等に対する説明は入所前に行なっていることを聞き取った。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に関する取組については、「基本理念」「職員倫理要領」を定め、それに基づき、職員が毎月自立支援面談で聞き取りを行い検討する機会を設けていることを聞き取った。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>自治体から配布される「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利について正しい理解を促す取組みが実施されていることを聞き取った。職員も人権擁護研修を実施し、子どもの権利に関する学習の機会があることを「虐待研修資料」の記録により確認した。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢・発達状況に応じ、子どもの成長を記録した「ライフストーリーブック」やパソコンで保存している写真を見て、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組みが行われていることを聞き取った。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに対する不適切な関わりの防止するために、安全委員会を設置し、「就業規則」に禁止行為や懲戒について明記されていることを確認した。また、子ども自身が「権利ノート」のハガキを利用し通告できるようにしていることを聞き取った。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		

A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>幼児の入所前には昼食や遊びを一緒にするなど面談を重ねてから入所日を決めていること、入所時にはセレモニーを行い子どもの不安の軽減を図っていることを聞き取った。また、家庭復帰の際にも、保護者と児童相談所の面接を繰り返し、子どもが継続して安定した生活を送ることができるように支援していることを聞き取った。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>退所後の安定した生活に向けて、子どもの状況に合わせ1週間～1ヶ月間自分で3食の食事を作っていること等、支援内容について「福祉見聞録」に記録されていることを確認した。また、京都府家庭支援総合センター寄り添いチームや京都中小企業家同友会の協力を得て退所者の状況把握に努めていることを聞き取った。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが表出する行動において、表面的に捉えずそれに至る経過や感情についても理解し受け止めていることを、「ケース検討会議録」に記録されていることを確認した。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どものスマホが欲しいという欲求に、施設がスマホを契約し貸し出すという具体的な事例をあげ、自立支援面談で出た子どもの要望や意見を相談の上可能な限り実現し、それが不可能な場合は、何故できないかを子どもたちに説明している状況を聞き取った。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や発達をふまえ子どもの自身の力を信じ、洗濯・食事の用意等子どもが自らの生活を主体的に考え、営むことができるように支援していることを聞き取った。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a

<p><コメント></p> <p>子どもの学びを保障するために大学生のボランティアを活用して勉強会を開いていることを聞き取った。また、療育活動として福祉サービスの利用やボランティアを活用してスケート、遊園地などに出かけていることを聞き取った。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「児童用パソコン利用に関するマニュアル」「携帯電話取得マニュアル」等を用意し、基本的な生活習慣を確立することができるようにしている。自立支援面談や個別支援を通して社会常識及び社会規範も習得できるよう支援をしていることを聞き取った。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事時間は、年齢や個人差に応じて配慮されていることが施設見学时に確認できた。また、毎月の手作りお食事会やおやつ会を通して、子どもが買い物から調理まで全般に触れる機会を設けていることを聞き取った。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもとのやりとりや学校の協力も得ながら、季節に合ったものを着用するよう必要性を伝えていることを聞き取った。衣服購入については、可能な限り子どもと一緒に買い、中学生以上は自分で買い物に行く機会を設けていることを聞き取った。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもにとって居心地の良い環境となるよう、破損箇所は早期に修繕していることを聞き取った。ハード面の制約があるが、高校生以上には可能な限り1人部屋が提供できるよう進められていることを施設見学时に確認した。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>嘱託医の内科医と精神科医、看護師と連携し、子どもの定期的な健康管理に努めるとともに保健研修を実施し医療や健康に関する知識を深めていることを聞き取った。また、</p>		

<p>「健康管理マニュアル」「服薬管理マニュアル」に沿って適切に管理されていることを確認した。</p>		
<p>A—2—（6）性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>自立支援面談時に性的な被害について聞き取りを行うとともに、年齢・発達の状況に応じた性に関するプログラムを実施していることを聞き取った。また、小さい子どもも1人ずつ入浴するという配慮がなされていることを施設見学時に聞き取った。</p>		
<p>A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「安全委員会方式」を導入し、暴力ではなく言葉で伝えるように促していることを聞き取った。必要に応じて児童相談所、警察、スクールサポーター、少年指導員等と連携し対応にあたっていることを聞き取った。</p>		
A⑱	<p>A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年に1回決起集会を行い、子どもと職員が一緒になって暴力を防止する取組が行われていることを聞き取った。また、自立支援面談を毎月行い、内容を報告し外部委員にも確認してもらう取組が行われていることを安全委員会記録で確認した。</p>		
<p>A—2—（8）心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>心理担当職員が主導し、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムが策定されている。嘱託医の精神科医や児童相談所等と連携し、子どもや保護者への支援が行われていることを「ケース記録」にて確認した。</p>		
<p>A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>夕食後の余暇時間を活用し、居室とは別部屋で支援・補助のための大学生との学習時間を設ける等の学習環境の確立や定着を促すための取り組みを行っている。また通学校とも連携して忘れ物、未提出物への対応を行っている事を聞き取った。</p>		

A⑳	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるように、月1回京都中小企業家同友会との面談を行う他、保護者や児童相談所の職員等、施設職員以外の大人の意見が聞ける場を設けていることを聞き取った。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>京都中小企業家同友会の協力を得て、就労体験に取り組んでいることを聞き取った。また、アルバイトを自立に向けた学習と捉え奨励していることを聞き取った。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を2名配置し、家族支援を拡充できるよう努めていることを聞き取り、「ケース記録」「日誌」にて確認した。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に、親子関係の再構築のための家族の支援に取り組んでいること、ケースの状況に応じて児童相談所等と連携し進めていることを聞き取った。また、施設における親子生活訓練室が活用されていることを見学時に確認した。</p>		